

新潟市鎧潟クリーンセンター 飲料自動販売機設置業者募集要領 (中小企業に限定した公募型見積合わせ)

1. 目的

この要領は、新潟市鎧潟クリーンセンター内において、主に鎧潟クリーンセンターで業務に従事する者及び鎧潟クリーンセンター利用業者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」といいます。）の設置予定業者を中小企業に限定した公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

4. 貸付（設置）場所

新潟市西蒲区鎧潟12618番地

鎧潟クリーンセンター 工場棟3階（屋内） 1台 （別添・自動販売機位置図参照）

5. 貸付期間

貸付期間は、令和7年6月1日から令和12年5月31日（5年間・更新なし）までとします。

6. 応募資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ① 申請時において、新潟市入札参加資格者名簿に「自販機設置（缶・ペット・紙パック飲料）」の登録がある者。
- ② 市内に本支店、営業所等営業拠点を有する法人又は市内在住の個人。
- ③ 資本金5,000万円以下または職員数（従業員数）が50人以下であること。

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ② 市税の滞納がある者
- ③ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7. 公募型見積合わせの応募手続き

(1) 応募方法及び提出書類

応募希望の方は、「貸付料（貸付単価）見積書」を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

（２）見積書提出期間

公募の日から令和7年5月23日（金）までの平日午前8時30分から午後5時までの間（ただし、土・日・祝日を除く）

（３）見積書提出受付場所

新潟市西蒲区鎧潟12618番地

新潟市鎧潟クリーンセンター 管理係

電話：0256-76-2831

（４）見積書提出にあたっての留意点

①見積金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記載してください。貸付単価に1円以下の端数があるときは、切り捨てないでください。

②建物内に設置する自動販売機の場合、貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費税を加算します。

③見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては、無効とします。

④見積書の返却は行いません。

（５）個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定業者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8. 見積合せの注意事項

（１）業務履行が困難と判断できる高額の見積料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

（２）見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

9. 設置業者の決定

（１）見積合せ日時

令和7年5月26日（月）午前10時

なお、見積参加者の立会いをもとめないものとします。

（２）見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は、公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し、正式な設置業者となります。

（３）設置予定業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。

（４）落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に、当該見積者にくじを引かせて設置業者を決定します。

10. 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができます。